

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
翌日の
翌日)

◇告 示 目 次

家畜伝染病の発生
牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体又は炭疽の病原体をひろげるおそれがある物品の出入及び移動を禁止する区域の指定

告 示

鳥取県告示第三百三十九号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第五項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

炭疽 <small>そ</small>	家畜伝染病の種類	家畜の種類	頭数	発 生 年 月 日	発 生 場 所
牛	牛	牛	一	昭和四十七年四月二十七日	西伯郡中山町大字高橋

鳥取県告示第三百四十号

炭そのまん延を防止するため、炭その予防に関する規則（昭和三十年一月鳥取県規則第四号）第二条の規定に基づき、牛、馬、めん羊、山羊、豚、その死体又は炭その病原体をひろげるおそれがある物品の出入及び移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和四十七年四月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡中山町大字松河原、殿河内及び高橋、同郡名和町大字加茂及び高田並びに同郡大山町大字豊房の一部（通称岩伏地区）